

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 31 日（金）第3301号の 6



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○職員の給料の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 1

訓 令

○鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（※）（総務事務センター取扱い） 3

告 示

○駐在機関の廃止（※）（人事課取扱い） 3

○駐在機関の設置（※）（2件）（人事課取扱い） 3

○鹿児島県手数料徴収条例別表第 1 土木部の表14の 5 の項に規定する知事が認める書類（※）（建築課取扱い） 4

○鹿児島県手数料徴収条例別表第 1 土木部の表14の 6 の項に規定する知事が認める書類（※）（建築課取扱い） 4

教 育 委 員 会 規 則

○鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則及び学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（※）（教職員課取扱い） 5

教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

○鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令（※）（総務福利課取扱い） 7

公 安 委 員 会 規 則

○鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則等の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 8

規 則

職員の給料の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第33号

職員の給料の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正）

第 1 条 職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和35年鹿児島県規則第90号）の一部を次のように改正する。

「知事公室長

別表第 1 中 部長 を 「部長 総務部県民生活局長」 に，「危機管理局 商工労働水産部観光交流局長」

長」を 「危機管理局長 国体・全国障害者スポーツ大会局長」 に改める。

別表第 1 の 2 中 「医療審議監」を 「明治維新150周年総括監 医療審議監」 に， 「環境保健センター所 中央児童相談所長

長
」を「環境保健センター所長」に改める。

別表第 2 中 「交通政策総括監
世界文化遺産総括監
奄美世界自然遺産総括監
医療技監
商工労働水産部観光交流局次長」
を「奄美世界自然遺産総括監
医療技監」に、「危機
管理局次長」を「危機管理局次長
国体・全国障害者スポーツ大会局次長」に、「消費生活センター所長」を
「消費生活センター所長
中央児童相談所長」に改める。

別表第 3 中 「知事秘書監
政策調整監」を「総括秘書官
人事調整監」に、「少子化対策監」を「少子化対策監
PR推進監
観光地整備対策監」
に、「水産流通対策監
観光地整備対策監」を「水産流通対策監」に改める。

(鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第 2 条 鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則 (昭和46年鹿児島県規則第23号) の一部
を次のように改正する。

別表中「商工労働水産部観光交流局観光課奄美市駐在機関」を「PR・観光戦略部観光課
奄美市駐在機関」に、「大島支庁 (建設部建設課奄美市道路保守駐在を除く。)」を「大島
支庁 (総務企画部奄美市駐在及び建設部建設課奄美市道路保守駐在を除く。)」に、「大島
支庁総務企画部奄美市駐在
児童相談所
技術センター奄美市駐在機関」を「大島児童相談所」に改める。

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第 3 条 初任給、昇格、昇給等に関する規則 (昭和60年鹿児島県規則第67号) の一部を次のよ
うに改正する。

別表第 1 アの表 4 級の項中「秘書監補」を「知事秘書官
主任指導監査員」に、「技術主幹 (4 級)
政策調整員」
を「技術主幹 (4 級)」に、「徴税指導対策官
指導監査員」に、「主任監査員
指導審査専門員」
指導審査専門員」

(4 級) を「主任工事監査員 (4 級)
工事監査員」に、「専門調査員 (4 級)」を「専門調査員」に、

「専門普及指導員 (4 級)
教授 (4 級)」を「専門普及指導員
児童福祉専門員
教授」に改め、同表 5 級の項中「主任監査員
監査員 (5 級)
参事付 (5 級)
専門調査員」

(5 級) を「主任工事監査員 (5 級)
参事付 (5 級)」に、「主任専門普及指導員 (5 級)
専門普及指導員 (5 級)
教授 (5 級)」を「主任専
門普及指導員 (5 級)」に改め、同表 6 級の項中「課長補佐 (6 級)」を「課長補佐 (6
級) 総括秘書官」

に改め、同表 9 級の項中「公室長
部長」を「部長」に改める。

別表第 1 ウの表 3 級の項中「技術主幹」を「技術主幹
参事付」に改める。

附 則
この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

鹿 児 島 県
鹿 児 島 県 議 会
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
鹿 児 島 県 監 査 委 員 訓 令 第 1 号
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会
鹿 児 島 県 企 業
鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業

鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成29年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三反園訓
鹿 児 島 県 議 会 議 長 柴立鉄彦
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 委 員 長 平田浩和
鹿 児 島 県 代 表 監 査 委 員 職 務 代 理 者 大 藪 豊
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会 会 長 宮 廻 甫 允
鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者 福 元 俊 孝

鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鹿 児 島 県
鹿 児 島 県 議 会
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
鹿 児 島 県 監 査 委 員 訓 令 第 1 号
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会
鹿 児 島 県 企 業
鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業

鹿児島県職員安全衛生管理規程 平成18年鹿児島県監査委員訓令第1号 の一部を次

のように改正する。

第 2 条 第 3 号 中 「（知事公室にあつては、人事課長）」を削り、同条第 5 号ただし書中「果樹部」を削る。

附 則
この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第479号

平成27年 3 月 31 日鹿児島県告示第316号（駐在機関の設置）をもって設置した駐在機関のうち、大隅地域振興局総務企画部大崎町駐在機関は、平成29年 3 月 31 日限り廃止する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第480号

地域振興関係職員の駐在機関を次のとおり設置する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
大隅地域振興局総務企画部志布志市駐在機関	志布志市役所内	地域振興に関する事務	平成29年 4 月 1 日

鹿児島県告示第481号

行政事務交流職員の駐在機関を次のとおり設置する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
鹿児島県福岡事務所佐賀市駐在機関	佐賀県庁内	地域振興に係る施策の情報収集及び連絡調整に関する事務	平成29年 4 月 1 日

鹿児島県告示第482号

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）別表第1 土木部の表14の5の項に規定する知事が認める書類を次のとおり定め、平成29年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成25年 6 月 18 日鹿児島県告示第712号（鹿児島県手数料徴収条例別表第1 土木部の表14の4の項に規定する知事が認める書類）は、平成29年 3 月 31 日限り廃止する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県手数料徴収条例別表第1 土木部の表14の5の項の(2)のア及び(3)のアに規定する知事が認める書類は、次の各号に掲げる認定申請（変更認定申請を含む。）に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等若しくは複合建築物の住戸又は共同住宅等の住棟全体 次のいずれかに掲げる書類

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」という。）が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合することを証明した書類

イ 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているものに限る。）の写し

(2) 前号に掲げる建築物以外の建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関であって登録住宅性能評価機関であるもの又は登録省エネ判定機関が認定基準に適合することを証明した書類

鹿児島県告示第483号

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）別表第1 土木部の表14の6の項に規定する知事が認める書類を次のとおり定め、平成29年 4 月 1 日から施行する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県手数料徴収条例別表第1 土木部の表14の6の項の(3)のア及び(4)のアに規定する知事が認める書類は、次の各号に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) エネルギー消費性能向上計画認定申請（変更認定申請を含む。） 次のいずれかに掲げる書類

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証

明した書類（非住宅部分を含む建築物に係る認定申請の場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関であって住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関であるものが認定基準に適合することを証明した書類に限る。）

- イ 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合（平成28年4月1日時点において現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合）に限る。）の写し
- (2) エネルギー消費性能認定申請 次のいずれかに掲げる書類
- ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が法第36条第2項に規定する基準に適合することを証明した書類
- イ 法第12条第6項に規定する適合性判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し
- ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し
- エ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し
- オ 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合（平成28年4月1日時点において現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合している場合）に限る。）の写し

教育委員会規則

鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則及び学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第7号

鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則及び学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

（鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部改正）

第1条 鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則（平成7年鹿児島県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第2項中「運営の」及び「運営に」を「正常な運営を妨げる」に改める。

第7条の4第1項第4号を次のように改める。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等（条例第8条の2第6項において子に含まれるものとされる者をいう。以下同じ。）が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第7条の4第1項に次の1号を加える。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求を行った学校職員が条例第8条の2第1項に規定する学校職員に該当しなくなった場合

第7条の7第1項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求を行った学校職員がそれぞれ条例第8条の2第2項又は第3項に規定する学校職員に該当しなくなった場合

第7条の8中「及び第4号」を「から第5号まで」に、「前条（第1項第3号）」を「前条（第1項第3号から第5号まで）」に、「及び第3項」を「から第3項まで」に、「第7条の6第1項中「第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「第8条の2第3項」と、同項中「ものとする。この場合において、条例第8条の2第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ものとする」と、同条第2項及び第3項中「第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「第8条の2第3項」を「第7条の6第2項中「第8条の2第2項又は」とあるのは、「第8条の2第4項において準用する同条第2項に規定する公務の正常な運営を妨げる支障の有無又は同条」と、同条第3項中「第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「第8条の2第3項」に改める。

（学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部改正）

第2条 学校職員の休暇の取扱いに関する規則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（介護休暇）」を付し、同条第1項中「であつて学校職員と同居しているもの」を「（第3号から第6号までに掲げる者にあつては、学校職員と同居しているものに限る。）」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 勤務条例第14条第1項に規定する学校職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、所属長に対し行わなければならない。

4 所属長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第6条に次の4項を加える。

5 学校職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、所属長に対し申し出なければならない。

6 所属長は、学校職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、所属長は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、1月に満たない期間は、30日をもつて1月とする。

第6条の次に次の2条を加える。

第6条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第6条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業又は勤務条例第13条の規定による特別休暇（当該子の育児を事由とするものに限る。以下この項において同じ。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第10条第1項中「並びに介護休暇」を「介護休暇並びに介護時間」に改める。

第14条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇の」を「介護休暇又は介護時間の」に改め、「介護休暇承認簿（様式第5号）に記入して」を削り、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「勤務条例第14条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「期間」の次に「（当該指定期間が2週間未満である場合その他の教育委員会が人事委員会と協議して定める場合には、教育委員会が人事委員会と協議して定める期間）」を加え、同条第4項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加える。

別表第1第24号中「達しない子」の次に「（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」を、「親」の次に「（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）」を加え、同表第26号の2及び第26号の3中「子（」の次に「特別養子縁組の成立前の監護対象者等及び」を加え、同表第26号の4中「日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、同表第29号及び第31号中「子」の次に「（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」を加える。

別表第2血族の部子の項及び姻族の部子の項中「子」の次に「（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」を加える。

様式第5号を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

鹿児島県教育委員会教育長訓令第1号

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育庁等事務決裁規程（昭和49年鹿児島県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2総務福利課の部4の項課長補佐専決事項の欄第1号中「第18条」を「第17条」に改め、同欄第2号中「第26条」を「第23条」に、「第28条」を「第25条」に、「第30条」を「第27条」に改め、同欄第3号中「第32条」を「第29条」に、「第33条」を「第30条」に改め、同

項係長専決事項の欄第1号中「第22条第2項」を「第19条第2項」に改め、同欄第2号中「第25条」を「第21条」に改める。

別表第2教職員課の部1の項教育長決裁事項の欄第2号中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加え、同欄第3号中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同部2の項課長補佐専決事項の欄第1号中「第26条」を「第23条」に、「第28条」を「第25条」に、「第30条」を「第27条」に改め、同欄第2号中「第32条」を「第29条」に、「第33条」を「第30条」に改め、同項係長専決事項の欄第1号中「第18条」を「第17条」に、「第25条」を「第21条」に改め、同欄第2号中「第22条第2項」を「第19条第2項」に改め、同欄第3号中「第34条第2項」を「第31条第2項」に改める。

別表第2義務教育課の部1の項課長補佐専決事項の欄第5号中「臨時措置法施行規則第12条の規定に基づき」を削り、同欄第6号中「教科書需要票等を発送者に送付し」を削り、同部3の項課長専決事項の欄第1号中「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。

別表第2高校教育課の部11の項教育長決裁事項の欄第1号中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第20号

鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則（鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第1条 鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成3年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表2級の項から9級の項までを次のように改める。

2級	主任（2級） 係員（2級）	主任（2級） 係員（2級）
3級	統括係長（3級） 係長（3級） 主任（3級） 係員（3級）	課長代理（3級） 係長（3級） 主任（3級） 係員（3級）
4級	統括係長（4級） 係長（4級） 主任（4級）	課長（4級） 所長（4級） 課長代理（4級） 係長（4級） 主任（4級）
5級	官（5級） 補佐（5級） 主幹 統括係長（5級） 係長（5級）	課長（5級） 官（5級） 所長（5級） 課長代理（5級） 係長（5級）
6級	官（6級） 室長（6級） 隊長（6級） 副隊長（6級）	次長（6級） 官（6級） 課長（6級） 所長（6級）

	補佐（6級）	
7級	課長（7級） 所長 隊長（7級） 官（7級） 副校長 室長（7級） 副隊長（7級）	署長（7級） 副署長 官（7級） 次長（7級）
8級	参事官（8級） 課長（8級） 官（8級）	署長（8級）
9級	参事官（9級） 学校長	署長（9級）

別表第1イの表5級の項及び6級の項を次のように改める。

5級	補佐（5級） 主幹（5級）	課長（5級）
6級	官 術科師範 室長 補佐（6級）	会計官 課長（6級）

別表第8中

派遣職員の派遣の期間		
鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第27号）第11条に規定する介護休暇の期間	1 / 2 以下	を
派遣職員の派遣の期間		
鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第27号）第11条に規定する介護休暇の期間		に

改める。

第2条 鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成28年鹿児島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「給料表の適用範囲に関する規則等」を「鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等」に改める。

第3条 鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「新規則」を削り、「、鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第7の2の一般の」を「、一般の」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 第1条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の規定及び第3条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則の規定は、平成29年4月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
（復職時の号給調整の特例）
- 第1条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

別表第8の規定は，この規則の施行日以後の介護休暇の期間について適用し，同日前の介護休暇については，なお従前の例による。